



# AIUの建設工事保険

AIU INSURANCE COMPANY



## 工事現場には様々な リスクがあります。

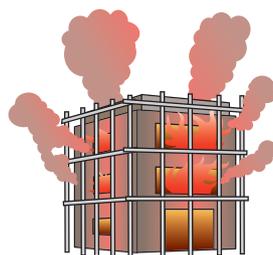
建設工事保険は、建築中の建物に  
不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合、  
その復旧費を補償する保険です。  
近年、建築技術の向上と建物の多様化が進むなかで、  
工事をとりまく危険はますます複雑になってきています。  
AIUの建設工事保険は、  
安心して工事が完成できるようサポートします。



たとえばこんな時  
保険金をお支払いします。

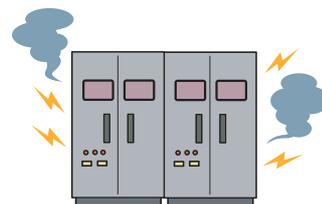
— 建設工事保険でお支払いする事故の例 —

\*詳しくは、お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない  
主な損害(P.5)をご参照ください。



溶接作業中、火花が引火し  
建築中の建物の一部が焼損した。

損害額 **約250万円**※



設置した制御盤を仮配線したが、  
配線を誤り過電流が流れ内部を  
損傷した。

損害額 **約490万円**※

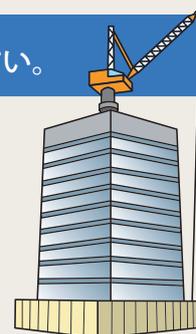
### ご契約 方法

#### 個別契約

➡ 詳しくは、P.3~6をご参照ください。

請負った工事ごとに保険のご契約をする方法です。  
その都度、保険料をお払い込みいただきます。

- 例 ・JV工事を共同企業体としてご契約の場合  
・公共工事では保険証券を発注者に提出する場合 など

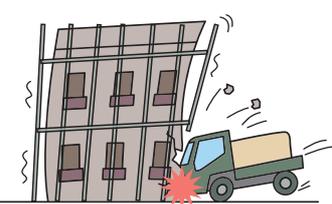


## 建設工事保険の特徴

- 1 建設工事保険では、ビルや住宅などの建物の建設工事現場における火災による事故等不測かつ突発的な事故によって生じた、物的損害を補償します。
- 2 保険の対象となる工事の目的物などを損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用(復旧費)をお支払いします。
- 3 保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(残存物取片づけ費用保険金)をお支払いします。
- 4 事故により保険の対象が損害を受け、臨時に発生した費用(臨時費用保険金)をお支払いします。
- 5 請負工事の内容によって、ご契約方法をお選びいただくことができます。

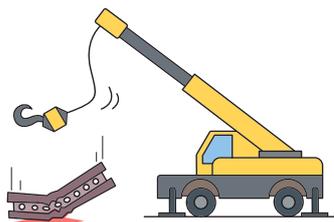
個別契約

総括契約



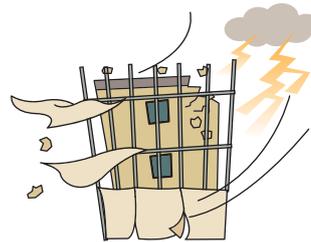
誤って車両が建築中の建物に突っ込んで、外壁の一部を破損した。

損害額 **約180万円**※



鉄骨吊り上げ中、作業ミスによって鉄骨を吊り落とし、曲損した。

損害額 **約90万円**※



工事中の建物のコンクリート板が暴風により崩れた。

損害額 **約140万円**※



夜間、工事現場でシートをかけて保管しておいた建築資材が盗難にあった。

損害額 **約50万円**※

※これらの損害額は一例です。工事の規模や内容によって損害額は変わります。

## 総括契約 (建設工事保険総括契約に関する特約 保険料確定方式セット) 工事番

➡ 詳しくは、P.7~9をご参照ください。

1年間に施工するすべての工事をまとめてご契約する方法です。  
1年間の対象とするすべての工事の保険料をまとめてお払い込みいただけます。  
(分割払もあります。)

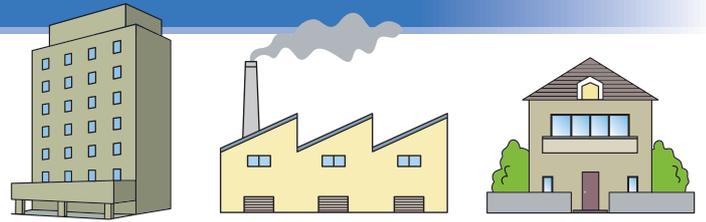
例 1年間に請負うすべての工事を保険の対象としてまとめてご契約する場合 など



# 建設工事保険の概要

## 対象となる工事

ビル、工場、住宅などの建物の建築工事が対象となります。  
(増築・改築・改装・修繕工事を含まます。)



右の工事は対象となりませんので  
ご注意ください

- 解体・撤去・分解または取片づけ工事
- 土木工事を主体とする工事、鋼構造物等の据付、組立工事を主体とする工事
- 建物の基礎工事、付帯工事のみを施工する工事

## 保険の対象

工事現場における右の物が  
保険の対象となります。

- 1 工事の目的物
- 2 上記 1 に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工、その他の仮工事の目的物
- 3 工事用仮設物（電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備に限ります。）
- 4 現場事務所、宿舎、倉庫、その他の工事用仮設建物およびこれらに收容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）
- 5 工事用材料および工事用仮設材

※上記 3～5 については、その工事専用でない場合には、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれません。

※工事現場とは、請負契約書記載の工事の場所です。この工事現場以外に資材置場や仮設建物があり、この工事専用の用途である場合には、申込書に明記して、工事現場に含めることができます。



右の物は保険の対象から  
除外されますのでご注意ください

- 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および、工事用機械器具ならびにこれらの部品
- 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

## 保険契約者

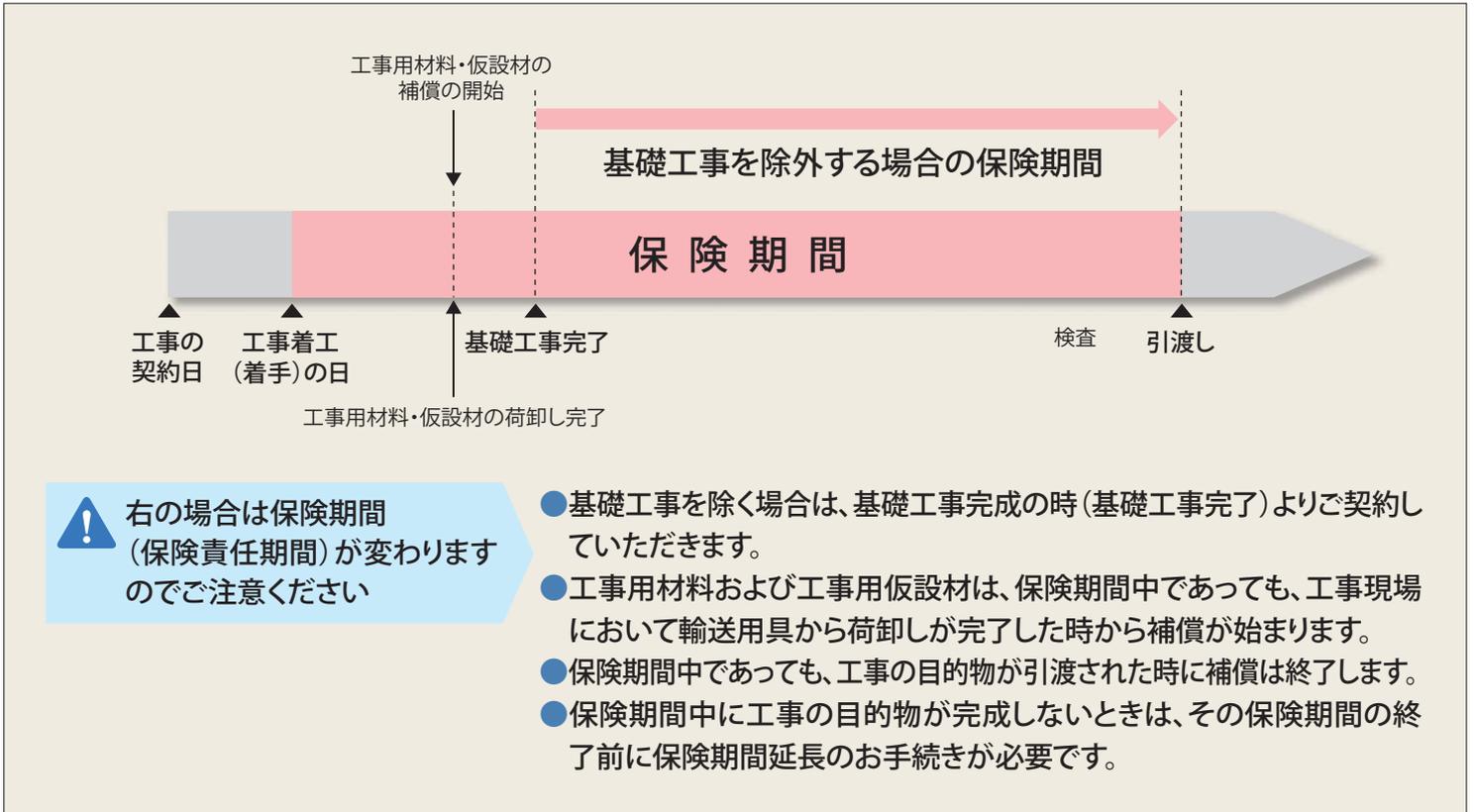
発注者または受注者（請負業者）などの工事関係者が  
保険契約者となります。

## 被保険者

工事業者（元請負業者）、発注者、下請負業者、専門工事業者などの工事関係者となります。また、工事用仮設物などにリース物件がある場合には、リース業者（所有者）も被保険者に含めてご契約ください。

## 保険期間（保険責任期間）

工事着工（着手）の時から工事の目的物の引渡し予定時までの工事期間を保険期間とし、ご契約ください。



## 保険金額

対象となる工事の請負金額を  
保険金額とします。  
（消費税を含みます。）

- 支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額を請負金額に加算します。
- 基礎工事を除いてご契約される場合、または対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、請負金額よりその金額を除きます。
- 出精割引がある場合は、割引された額を請負金額に加算します。
- 自社物件工事などの請負金額がない場合は、保険の対象を完成するために必要な金額を保険金額とします。
- 保険金額が請負金額に不足するときは、その不足する割合によって、お支払いする保険金を削減させていただきますのでご注意ください。
- 保険期間中に請負金額が変更されたときには、保険金額の変更のお手続きが必要です。

保険金額

=

請負金額

消費税を含めます。  
請負金額に含まれない支給材料がある場合には請負金額に加算します。  
基礎工事を除外する場合は、その金額を差し引きします。

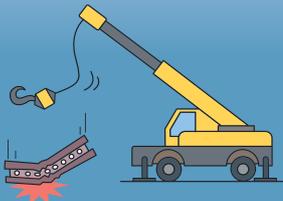
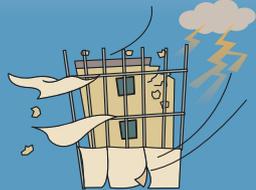
# 補償の内容

## お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない主な損害

工事現場において、「不測かつ突発的な事故」によって保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。(消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。)

不測かつ突発的な事故とは・・・下記のすべての条件を満たす場合の事故をいいます。

- ①事故そのものが突発的(偶然な)に生じたものであること。
- ②保険の対象の性質に基づく損害でないこと。
- ③予測し、予防することができないものであること。

	お支払いの対象となる主な損害	お支払いの対象とならない主な損害
 <p>工事に伴う危険による損害</p>	<p>火災、破裂、取扱の過失などが原因で保険の対象に生じた損害 など</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●溶接作業中、火花が飛んで塗料に引火し、工事中の建物を焼失した。</li> <li>●鉄骨組立中、ボルトの数が足りなかったため、鉄骨が破損した。</li> <li>●鉄骨組立中、合図誤認をして鉄骨をつり落とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工所用仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害</li> <li>●保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗もしくは劣化 &lt;例&gt;鉄骨の錆、コンクリートのひびわれ</li> <li>●湧水の止水または排水費用</li> <li>●保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用(*) など</li> </ul> <p><small>※事故を伴わない欠陥自体(設計ミスによる不具合など)を除去するための補修工事や取替工事などを行っても、これらは欠陥を除去する費用ですのでお支払いの対象とはなりません。ただし、設計・施工・材質・製作の欠陥が原因で、その他の保険の対象部分に損害が生じた場合は、その欠陥部分を含めて保険の対象に生じた損害をお支払いします。</small></p>
 <p>その他の損害</p>	<p>暴風・落雷・盗難(*)・放火・いたずら・車両の飛び込みなどによって生じた損害 など</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●台風接近中、強風のため、建築中の建物が倒壊した。</li> <li>●暴風により窓ガラスが破損し、雨水により内部が損害を受けた。</li> <li>●落雷により建物を一部焼損した。</li> <li>●工事現場より、保管中の工所用材料が夜間盗難にあった(損害発生後30日以内に知ることができたものに限り)。)</li> <li>●夜間、放火により建物が全焼した。</li> <li>●工事現場に車両が飛び込んで、工所用仮設建物が損壊した。</li> </ul> <p><small>※盗難とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害 &lt;例&gt;窓ガラス取り付け前、雨の吹き込みにより内装に生じた損害</li> <li>●寒気、霜、氷(雹を除く。)または雪による損害 &lt;例&gt;寒気によりコンクリートの水分が凍結し凝固不良</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>●高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって生じた損害</li> <li>●損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害、残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 など</li> </ul>

### その他のお支払いの対象とならない主な損害

- 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 核燃料物質もしくはこれらに汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
- 保険の対象となる物が工事以外の用途に使用された場合、その使用部分に生じた損害
- 保険料領収前に生じた事故による損害
- コンピュータ・ネットワークの不具合やデータまたはソフトウェアの破壊や改ざん等に起因する損害 など

## お支払いする保険金

### 損害保険金

損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用(復旧費)から、免責金額を差し引いた額をお支払いします。

損害保険金

=

損害の額(復旧費)

−

免責金額

### 損害保険金

- 損害保険金の額は、保険金額(ご契約金額)を限度とします。
- 保険金額が請負金額(支給材料があるときはそれを加算した額)に不足するときは、次の算式によって算出した損害保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき、保険金額を限度とします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害の額(復旧費)} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$$

### 損害の額(復旧費)

- 次の費用は復旧費に含まれません。
  - ① 仮修理費(ただし、弊社が本修理の一部と認めた部分は復旧費に含まれます。)
  - ② 排土・排水費用(ただし、弊社が復旧費の一部と認めた部分は復旧費に含まれます。)
  - ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
  - ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- 請負金額の内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、損害発生時の時価(再調達価額<sup>(注)</sup>)から使用による消耗分を差し引いて算出した額により損害額を算出します。  
(注) 損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- 損害が生じた保険の対象に残存物があるときは、その価額を損害の額から差し引いた残額を損害額とします。
- 損害の発生および拡大の防止のために必要・有益な費用(ただし、弊社が承認したものに限り)は、損害の額に算入します。

### 免責金額

保険契約者または被保険者が自己負担する額のことをいいます。

さらに、次の費用もお支払いします。 損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。

### 臨時費用保険金

損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。

### 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金の6%を限度とし、残存物の取片づけに必要な費用の実費をお支払いします。



## セットできる主な特約およびその概要

お客さまのご要望に応じて、水災危険補償特約(高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって保険の対象について生じた損害を補償します。)などの特約がセットできます。詳細につきましては保険の約款をご覧ください。か、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## ご契約期間中の すべての工事をまとめて サポートします!

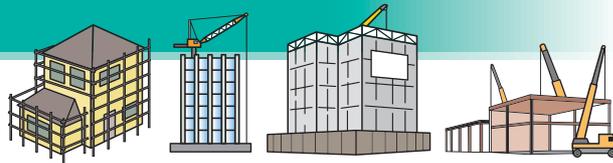
### 工事番の特徴

- 1 経営安定** 建設中に生じる不測の損害による突然の出費を予算化できます。
- 2 安心** 保険期間中(ご契約期間:1年間)に貴社が施工しているすべての対象工事をまとめて補償しますので、保険の手配漏れのご心配がありません。
- 3 充実** 工事現場で保険の対象の荷卸作業を開始した時から補償される荷卸危険補償特約と、復旧に必要な急行貨物割増運賃や残業による割増賃金などの費用をお支払いする特別費用補償特約が自動的にセットされており、補償が充実しています。
- 4 簡単** 直近会計年度における対象工事の完成工事高をお知らせいただくだけで、年間の保険料を算出しますので、お見積りも簡単です。
- 5 便利** 保険料分割払の場合、口座振替もご利用いただけます。
- 6 効率的** 年間総括契約のため、1工事ごとに保険を手配する必要がありません。ご契約後も、1件ごとに工事内容の通知や保険料の精算をしていただく必要はありませんので、事務処理を効率化できます。
- 7 割引制度** 直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建築一式」の総合評定値(P)により、最大30%までの保険料を割引できる場合があります。

# 工事番の概要

## 対象となる工事

保険期間中に施工されるビル、工場、住宅などのすべての建物建築工事が対象となります。(増築・改築・改装・修繕工事を含まず。)



右の工事は対象となりませんのでご注意ください

- 解体・撤去・分解または取片づけ工事
- 土木工事を主体とする工事、鋼構造物等の据付、組立工事を主体とする工事
- 建物の基礎工事、付帯工事のみを施工する工事
- 1工事の請負金額が10億円を超える工事
- JV工事(発注者より一括して発注される場合)

## 保険の対象

建設工事保険の概要(P.3)に記載の内容と同じです。

## 保険契約者

建設工事保険の概要(P.3)に記載の内容と同じです。

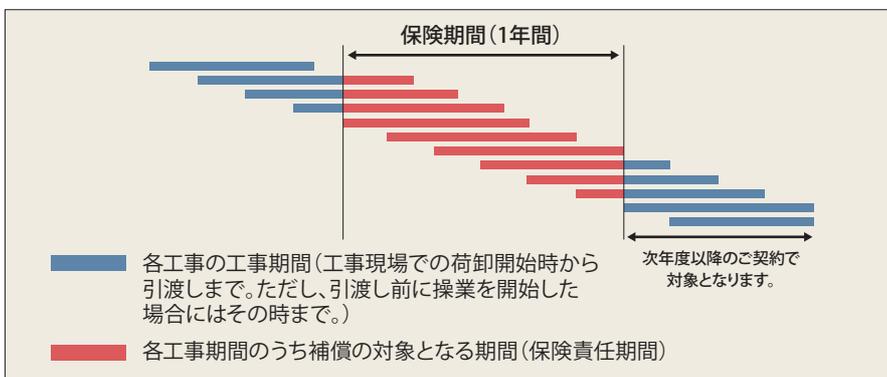
## 被保険者

建設工事保険の概要(P.3)に記載の内容と同じです。

## 保険期間(保険責任期間)

保険期間は1年間とし、保険期間中に発生した事故を補償します。個々の工事ごとの保険責任期間(補償の対象となる期間)は、右の図のとおりです。

また、工事番では、荷卸危険補償特約が自動でセットされており、荷卸危険も補償します。工事用材料および工事用仮設材を、工事現場において輸送用具から荷卸作業を開始した時より、補償を開始します。



## 保険金額

保険契約締結時の直近の会計年度(1年間)における対象工事の完成工事高の税込総額を保険金額とします。

- 対象とならない工事の金額が算入されているときはその金額を控除します。
- 対象とする工事を限定してご契約いただく場合(民間発注工事のみ等)は、直近会計年度における工事実績の内訳を対象工事・対象外工事ごとに分類把握できる資料(工事経歴書等)をご用意ください。

### 確認資料

ご契約の際には、直近会計年度(1年間)における完成工事高の税込総額を確認できる次のいずれかの写しをご用意ください。

- ①損益計算書
- ②経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- ③税務申告書類(建設業以外の業種を兼業していない場合に限りです。)

## お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない主な損害

補償の内容(P.5)に記載の内容と同じです。

# 工事番の概要

## お支払いする保険金

### 損害保険金

補償の内容 (P.6) に記載の内容と同じです。

損害保険金

=

損害の額 (復旧費)

—

免責金額

### 損害保険金

補償の内容 (P.6) に記載の内容と同じです。

### 損害の額 (復旧費)

損害の額 (復旧費) は、補償の内容 (P.6) に記載の内容と同じです。また、工事番では請負金額に算入されていない支給材料に発生した損害は、1回の事故につき50万円を限度としてお支払いします。ただし、支給材料以外の損害額とあわせて請負金額を限度とします。

### 免責金額

補償の内容 (P.6) に記載の内容と同じです。

さらに、次の費用もお支払いします。 損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。

### 臨時費用保険金

補償の内容 (P.6) に記載の内容と同じです。

### 残存物取片づけ費用保険金

補償の内容 (P.6) に記載の内容と同じです。

### 特別費用補償特約

急行貨物割増運賃 (航空貨物運賃を除きます。)、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金を、損害保険金の10%または30万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。(損害保険金と合算して、それぞれの工事の請負金額を限度とします。)

## 工事番 (保険料確定方式) をご契約の際のご注意

次のいずれかに該当する場合は、工事番 (保険料確定方式) でのご契約はできません。別途、保険料暫定方式でのご契約をご案内しますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

- 1 新規事業・新規法人など、直近会計年度の完成工事高を把握できない場合
- 2 決算期変更などの理由により、直近の会計年度が1年間でない場合
- 3 保険期間中に施工される対象工事の請負金額の合計額が保険金額を著しく上回るまたは下回ることが既に予定されている場合
- 4 保険金額が30億円を超える場合

その他、ご契約の際には下記にご注意ください。

- 保険期間中に施工される対象工事の請負金額の合計額が保険金額を上回った場合または下回った場合でも、保険料の返還または請求を行いません。
- 保険期間の途中で保険金額の増額または減額をすることはできません。
- 保険期間または保険責任期間を延長または短縮することはできません。
- 保険期間の途中において、保険料の精算をする方式に変更することはできません。
- 工事番 (保険料確定方式) は、保険期間中に生じた損害のみを補償しますので、工事が保険期間終了後まで継続する場合、保険期間終了後に生じた損害については補償されません。公共工事等で発注者 (官公庁等) に保険証券を提出する場合、この補償の対象となる期間等が発注者の要件に沿わないことがありますので、ご注意ください。



# ご注意事項

## お申込みの際、ご注意いただきたいこと

- ご契約者または被保険者になられる方には損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち下記事項など、申込書の記載事項として告知いただく事項につきまして、ご契約時に事実を正確にご回答いただく義務があります。
  - 工事名・工事現場(所在地)・発注者・請負金額・支給材料の有無およびその金額・工事期間
  - 構造、延床面積、基礎工事を含む・含まない
  - この保険契約と同一の損害を補償する他の保険契約の有無(共済契約を含む) など
- 上記の告知いただく事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なる告知をされますと、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除<sup>(注)</sup>させていただく場合がありますので、ご注意ください。  
(注)解除とは、弊社の意思によって、保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
- 上記告知につきましては、取扱代理店または、弊社にご連絡ください。弊社の取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約締結の代理権および告知受領権を有しています。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

- 保険証券は大切に保管してください。  
保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている普通保険約款・セットされる特約をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご契約後、下記に該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。通知されなかった場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、損害発生の可能性が著しく増加した場合は、ご契約を解除させていただく場合があります。
  - 保険証券記載の施工者を変更すること
  - 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること
  - 設計、仕様または施工方法を著しく変更すること
  - ご契約時、告知いただいた内容と申込書に※を表示した項目に変化を生じさせる事実が発生する場合
  - 普通保険約款またはセットされる特約において、通知するよう定められた事実が発生する場合また、以下の場合も遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。
  - 保険証券記載の住所または通知先を変更したとき
  - 保険金額に変更が生じたとき
  - 保険の対象を譲渡するとき<sup>(注)</sup>
  - その他保険証券または申込書の記載事項に変更が生じたとき(注)保険の対象が譲渡されますとご契約いただいている保険契約は失効になり、その事実が発生した時以降、この保険契約の全部または一部の効力が失われます。  
(詳細については「保険の約款」にてご確認ください。)
- 弊社は、リスク実態を適切に把握する必要があるため、保険の対象または工事現場を調査させていただくことがあります。また、調査の際、事故発生のおそれが大きいと認められる場合には、弊社は保険契約者または被保険者ご自身の費用で事故発生を防止するために必要な措置をとることを請求することがあります。  
正当な理由がなくこの調査・請求を拒まれた場合には、ご契約を解除させていただいたり、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご了承ください。

## 保険料の払込みについて

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。また、払込手段につきましては、口座振替方式等がありますので、お客様のご希望にあった払込方法・払込手段をお選びください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 事故が起きた場合

- 万一、事故が起きた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な対応を行ってください。
- 損害賠償責任を補償する保険金(特約)に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとする時は、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認のないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。  
また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

## AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: TEL 03-3216-6611

午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは